



学校で行う医療的ケアについて



～子どもたちの健康で安全な成長のために～

久留米市教育委員会では、看護師の配置を行い、医療的ケアが必要なお子さんに対して、本人の教育的ニーズに応じた学びの場において医療的ケアを実施しています。

医療的ケアが必要なお子さんも、学校に通うことができますか？

通学できるかできないかは、本人の健康状態をもとに判断します。健康が安定しており、通学できる医療的ケアが必要なお子さんには、学校で医療的ケアを提供します。医療的ケアは教師が行うことができないため、委託により学校に配置した看護師が対応しています。



学校で行う医療的ケアの内容は、自宅や施設で行う内容と同じでしょうか？

学校で行う医療的ケアは、

- ・痰の吸引
- ・経管栄養
- ・人工呼吸器による呼吸管理
- ・導尿など

お子さんが日常生活を送るうえで継続的に必要とされる医療的な生活援助行為です。

学校は、病院や家庭とは環境が異なります。

学校で行う医療的ケアは、お子さんの健康状態が安定し、医師のいない環境でも看護師が安全に実施できるものであることを前提に、健康状態、主治医や指導医の指導助言などを踏まえて個別に判断されます。

詳しくは
こちら→



<https://me-qr.com/f/naiyou>




病院や施設、自宅での医療的ケアの経験はありますが、学校に訪問した経験がありません。学校に訪問して医療的ケアを行うことができますか？

訪問看護の訪問先としてではなく、「学校で医療的ケアを行う業務」を訪問看護事業所に委託しています。





お問い合わせ先：久留米市教育委員会 学校教育課

TEL：30-9217 FAX：30-9719 mail：gakkyo@city.kurume.lg.jp



看護師個人として医療的ケアを行うこともできますか？

委託は、訪問看護事業所に対して行います。
お子さんに対する医療的ケア実施の実績があるかどうか、などの条件を満たした事業所にお願いしています。



教室には、他に多くのお友達がたくさんいると思いますが、安全に医療的ケアを行うことができるのですか？

学校での医療的ケアが安全に実施できるように、環境の確認や教職員研修を行っています。

学校配置看護師には、医師からの指示書をもとにした実施マニュアルの作成などの役割があります。

医療的ケアを安全に、安定的に実施できるようになる前の手続きとして、受診時に看護師や教師が同行して主治医から指示内容や実施方法、注意点等の確認や指導を受けることや、保護者と医療的ケアの具体的内容を確認する期間を定めています。

詳しくはこちら→




<https://me-qr.com/f/kangoshi>

詳しくはこちら→



<https://me-qr.com/f/tetsuzuki>




学校での医療的ケアにはどのような方が関わっているのですか？

保護者との役割分担のもと、学校や看護師だけでなく、主治医や指導医などたくさんの方が連携しています。

詳しくはこちら→



<https://me-qr.com/f/kankeisya>



それぞれの役割を明確にしながら、連携を行うことで、医療的ケアの実施が可能になることは、医療的ケア児が学校で学習するためにもとても大切です。

学校での医療的ケアが安全に実施できることで、対象のお子さんが本人に合った学びの場で学ぶことができ、将来の自立につながる学習を行う環境が整います。

医師がいない学校で医療的ケアを行うため、関わる人がお互いの役割を理解することや、連携することを大切にしています。

医療的ケア児の学びを保障するためにも、学校配置看護師の役割はとても重要です。

